

須崎市図書館等複合施設整備事業
実施方針 新旧対照表（令和４年１２月７日修正）

訂正箇所	新	旧
P. 3 2. 1. 10. 事業の方式	<削除>	<u>事業実施に必要な資金は、市と事業契約を締結した民間事業者（以下、「契約事業者」）が金融機関からの融資等により調達する。</u>
P. 3 2. 1. 11. 事業者の収入	契約事業者が実施する施設整備に要する対価は、 <u>事業年度ごとの出来高に応じて市が分割して支払うことを基本とし、最終的には、優先交渉権者と市が協議のうえ決定し、事業契約に定める。</u>	契約事業者が実施する施設整備に要する対価は、 <u>本施設の所有権移転後に一括にて支払うことを基本とし、最終的には、優先交渉権者と市が協議のうえ決定し、事業契約に定める。</u>
P. 4	2. 1. 14. 実施方針等に関する説明会及び現地説明会の開催	2.1.1. 実施方針等に関する説明会及び現地説明会の開催
P. 4	2. 1. 15. 実施方針等に関する個別対話の実施	2.1.2. 実施方針等に関する個別対話の実施
P. 5	2. 1. 16. 実施方針等に関する質問・意見の受付	2.1.3. 実施方針等に関する質問・意見の受付